

SAITAMA精神保健福祉だより編集委員会設置要綱

(設 置)

第1条 S A I T A M A精神保健福祉だよりの企画に際して、埼玉県立精神保健福祉センターの意見を広く集約し紙面に反映させるため、S A I T A M A精神保健福祉だより編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 委員会の構成員は以下のとおりとする。

埼玉県立精神保健福祉センター

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 管理業務部長
- (4) 精神保健福祉部長
- (5) 企画広報担当主幹
- (6) 地域支援担当主査
- (7) 社会復帰部長
- (8) 精神科救急情報部長

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、センター長とする。

2 副委員長は、副センター長とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、これを代理する。

(会 議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長とする。

2 委員会は、年3回程度開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは、その都度開催することができる。

3 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、精神保健福祉センター企画広報担当において処理する。

(記録・報告)

第6条 委員会議事録は、精神保健福祉センター企画広報担当において調整する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営については必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。